

令和4年度



支え合いの福祉のまちづくりのため

# 社協会員会費への ご協力をお願い

## 社協（社会福祉協議会）とは？

市民の皆さんや福祉関係者・団体等のご協力とご理解により、**地域福祉の向上に取り組んでいる非営利で公共性の高い民間団体**です。

私たちは、新座市にお住いの市民の皆様が福祉に関心を持っていただき、住み慣れた地域で、誰もが安心して暮らせる「支え合いのある福祉のまちづくり」を進める活動をしています。

## 社協会員とは？

社協の理念に賛同し地域福祉活動を資金面で支援いただく方々(サポーター)です。

長引くコロナ禍で、誰もが不安で不自由な生活を余儀なくされていますが、地域で支え合う福祉のまちづくりを進めることが大切であると考えています。是非、社協会員となって、新座市の地域福祉活動を応援してください！！

## 社協会員の種類

- **普通会员** 年間**500円以上**  
(世帯を単位としています)
- **協力会員** 年間**1,000円以上**  
(特に協力いただける世帯を単位としています)
- **特別会員** 年間**5,000円以上**  
(篤志家を対象とした世帯・個人を単位としています)
- **法人会員** 年間**10,000円以上**  
(地域福祉にご理解を頂く法人を単位としています)



※500円未満の金額は、寄付金として取扱いさせていただきます。  
(任意の金額でご協力をお願いします。)

※普通会员は500円～999円とさせていただきます。

※協力会員は1,000円～4,999円とさせていただきます。

※毎年4月1日から翌年の3月31日まで年間を通じて募集しています。

社協が活動を行う財源は、市民の皆様からお預かりする社協会員会費や寄付金、行政からの補助金や委託事業の受託金、介護保険等の事業収入などです。

その中で、社協会費のほか、寄付金や共同募金の配分金収入は、福祉事業のみに使用することとされており、社協の人件費には一切使用されていません。

## 皆様の会費はこのような地域福祉事業に使われます。

### 高齢者のために

- 会食ふれあい事業



### 児童のために

- 子ども食堂事業
- 福祉体験学習の支援



### 障がい者のために

- リフト付乗用車の貸出し

### 福祉を伝えるために

- 社協だよりの発行

### 地域のつながりのために

- 地域福祉推進協議会の運営支援
- 福祉団体の活動支援

### ボランティア活動のために

- ボランティアグループ助成
- ボランティア講座開催

## 普通会員会費 500円は 様々な活動にいかされています

### 社協支部のある町内会の場合

- 50%(250円)は町内会・社協支部への地域福祉活動助成金として地域に還元(お住いの地域福祉活動に活用)されます。
- 50%(250円)は社協が行う地域福祉活動に活用されます。

### 社協支部のない町内会の場合

20%(100円)は町内会の地域福祉活動助成金となります。

## 社協会員への加入方法

皆様のお宅へ町内会・社協支部の班長の方などが社協会員への加入について、お声掛けがあります。

その際には、新座市の地域福祉活動の向上のためにご支援とご協力を頂きますようお願いいたします。

## 連絡先

ふれあいネットワーク



## 社会福祉法人 新座市社会福祉協議会

〒352-0011 新座市野火止1-9-63 (新座市役所第三庁舎内)

TEL 048-480-5705 / FAX 048-481-3488

ホームページ <http://www.niizashakyo.or.jp>

新座市社協



本会のホームページでも、  
会員会費を始め、各種福祉事業に  
関する情報を掲載しておりますので、  
是非ご覧ください。